

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8年 1月 15日
契 約 業 者 名	三井共同建設コンサルタント（株）千葉事務所
契 約 業 者 の 住 所	千葉県千葉市中央区中央2-5-1
業 務 の 名 称	R7利根川下流部銚子・神栖市地区施設設計業務
業 務 場 所	利根川下流河川事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	関係機関説明資料作成 一式 既設護岸復旧設計 一式 観測所他撤去等設計 一式 図面作成 一式 工事施工箇所図面修正 一式
履 行 期 間 (自)	令和 7年 7月 26日
履 行 期 間 (至)	令和 8年 3月 25日
変 更 前 の 契 約 金 額	32,175,000円（税込み）
変 更 金 額	+ 11,253,000円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	43,428,000円（税込み）
変 更 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関説明資料作成（減工） 2件の資料の作成が不要となつたため減工する。 2. 既設護岸復旧設計（増工） 芦崎地先低水護岸復旧の設計が必要となつたため増工する。 3. 観測所他撤去等設計（増工） 水位観測所施設等の撤去等対策を実施するための設計が必要となつたため増工する。 4. 図面作成（削除） 図面作成実施内容の精査により「5. 工事施工箇所図面修正」に替えるため削除する。 5. 工事施工箇所図面修正（増工） 図面作成実施内容の精査に伴い、設計検討の実施の必要性が生じたため「図面作成」に替えて増工する。